産経新聞
平成22年5月 29日(土) 朝刊 24面

実効施策なく不正改造放置

関西防災

前回は、パロマ工業社製のガス湯沸かし器の事故原因についてお話ししました。今回は、会社の対応について考えてみます。

パロマ社が、問題の湯沸かし器によって一酸化炭素中毒死事故が起こったことを初めて認識したのは、昭和60年1月の北海道札幌市での事故（2人死亡）でした。それから平成17年11月の東京都内での死亡事故まで20年にわたり事故が発生し続けました。なぜ、パロマ社は有効な対策を講じることができなかったのでしょうか。

同社がこの問題で最初にアクションを起こしたのは昭和63年5月。すなわち、60年1月に続いて62年1月に北海道で2件の死亡事故が発生したことから、63年5月になって、「ガス機器の安全点検に関する注意」と題する文書を、社員と機器の修理を担当していたサービスショップに配布し、改造を行わないよう注意喚起したのです。

ところが、平成元年4月、2年12月と北海道において再び2件の死亡事故が発生しました。そこで、パロマ社は2年12月に再度、同様の注意文書を社員およびサービスショップに配布しました。しかし、3年9月に長野県、4年1月には奈良県と神奈川県で連続して事故が発生しました。

そのため、パロマ社は神奈川県での事故の直後に、3度目となる「強制排気型湯沸器の点検確認のお願い」という文書を発出し、不正改造を絶対に行わないこと、改造を発見した際には正規の配線に戻すことなどを指示、依頼しました。

こうした取り組みにもかかわらず、4年2月、3月、4月とまたしても連続して3件の中毒事故が発生しました。

このため、同社は4年5月、通商産業省（当時）の液化石油ガス保安対策室に、①今後、市場で同様の改造が行われないような対処をする②既に同様の改造が行われているものがあれば事前に発見し正規の状態に戻すという再発防止策を提出しました。

この再発防止策は当時の状況の中で極めて適切なものでした。しかし、①については4年に年間250回もの修理業者を対象にした技術講習会が開催されるなど、不正改造の根絶のための取り組みの徹底が図られたのですが、②については、何ら実効ある施策は講じられなかったのです。

すなわち、「事前に発見し、正規の状態に戻す」とは文字通り読めば、18年7月にこの問題が社会問題化して以降にパロマ社が取り組んだように、該当機種を一斉点検し、不正改造が認められた場合、補修して正規の状態に戻すことでなければなりません。

ところが、パロマ社はこうした作業を行わず、消費者に対しメディアなどを活用した注意喚起も一切行いませんでした。

このため、市場には大量の不正改造された湯沸かし器が放置されたのです。

（安部誠治・関西大学社会安全学部教授）